

食料・農業・農村政策審議会食糧部会における
経営所得安定対策小委員会の設置について（改正案）

平成27年11月30日
食料・農業・農村政策審議会食糧部会決定
令和4年10月20日改正
令和7年12月 日改正

第1条 食料・農業・農村政策審議会議事規則第9条の規定に基づき、食料・農業・農村政策審議会食糧部会（以下「部会」という。）に、経営所得安定対策小委員会（以下「小委員会」という。）を置き、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）に基づく生産条件不利補正交付金の面積単価、数量単価及び調整額の算定方法、収入減少影響緩和交付金の算定方法その他経営所得安定対策に関する事項を調査審議させる。

第2条 小委員会の会議は、部会長が招集する。

第3条 小委員会の審議は、部会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員が行う。

第4条 小委員会に座長を置き、部会長が委員、臨時委員及び専門委員のうちからあらかじめ指名した者をもって充てる。

2 座長は、小委員会の会議における審議の経過を部会の会議に報告する。

第5条 小委員会の庶務は、農林水産省農産局穀物課において処理する。